

No.12

2002年5月発行

淀川水系 流域委員会 琵琶湖部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 第12回琵琶湖部会の内容……………P.1
- 第12回琵琶湖部会の資料より抜粋……………P.9
- これまで開催された委員会および部会等について……………P.10
- 当日資料の閲覧・入手方法……………P.11

平成14年4月7日(日) 第12回琵琶湖部会が開かれました。



【ピアザ淡海にて】

第12回琵琶湖部会 委員リスト

2002.4.7現在
(五十音順、敬称略)

№	氏名	対象分野	所 属 等	備考(兼任)
1	井上 良夫	地域の特性に詳しい委員(水辺の遊び)	B S C ウォータースポーツセンター校長	-
2	江頭 進治 (部会長代理)	河道変動	立命館大学理工学部 教授	委員会
3	嘉田 由紀子	地域・まちづくり(環境社会学、文化人類学、住民参加論)	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	委員会
4	川那部 浩哉 (部会長)	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長	委員会
5	川端 善一郎	生態系	京都大学生態学研究センター 教授	-
6	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授	委員会
7	小林 圭介	植物(植物社会学)	滋賀県立大学 名誉教授、 永源寺町教育委員会 教育長	-
8	宗宮 功	水質(水質工学)	京都大学 名誉教授、 龍谷大学 教授	委員会
9	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員(自然・環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	委員会
10	中村 正久	水環境(環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長	委員会
11	西野 麻知子	動物(陸水動物学)	滋賀県琵琶湖研究所 総括研究員	-
12	仁連 孝昭	経済	滋賀県立大学環境科学部 教授	-
13	藤井 絢子	地域の特性に詳しい委員	滋賀県環境生活協同組合 理事長	-
14	松岡 正富	地域の特性に詳しい委員	滋賀県漁業青年部 理事、 朝日漁業協同組合 代表監事	-
15	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授	委員会
16	三田村 緒佐武	環境教育(水環境教育、生物地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授	委員会
17	村上 悟	地域の特性に詳しい委員 (鳥類生態、ラムサール条約)	琵琶湖ラムサール研究会 代表	-

注:対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

第12回琵琶湖部会の内容

13名の委員が出席して、審議が行われました。作業部会から報告が行われた後、「琵琶湖部会中間とりまとめ(案)」について、前文、主な施策別計画、整備の方向性、ダム問題の取り扱い、住民と行政との連携等全般に渡って意見交換が行われました。

第12回琵琶湖部会(2002.4.7開催)結果概要(暫定版)

庶務作成

1 決定事項

- 琵琶湖部会の中間とりまとめについては、委員会の中間とりまとめ(4/26の第10回委員会に確定予定)の内容を受けて検討し、最終的に公開の場で確定する必要があるため、次回の部会を5月12日(日)に開催して、琵琶湖部会中間とりまとめを確定する。
- 5月以降の部会開催日程を以下の通りで予定する。
第13回琵琶湖部会 5/12(日) 13:30~16:30
第14回琵琶湖部会 6/4(火) 13:30~16:30
第15回琵琶湖部会 7/4(木) 13:30~16:30
第16回琵琶湖部会 8/8(木) 13:30~16:30

2 審議の概要

第9回委員会(2002.3.30開催)の報告

資料1-1「第9回委員会結果概要」を用いて、委員会での中間とりまとめ(案)と意見交換の概略について報告が行われた。

琵琶湖部会中間とりまとめ(案)に関する意見交換

資料2「琵琶湖部会中間とりまとめ(案)」を用いて、作業部会における議論の状況、中間とりまとめ(案)の概要が報告された後、前文、主な施策別計画、整備の方向性、ダム問題の取り扱い、住民と行政との連携等全般に渡って意見交換が行われた。

傍聴者からの意見

一般傍聴者2名より、「ダム建設についての疑問」「湿地の問題もとりまとめに含めてほしい」等の発言があった。

今後の部会の進め方について

次回部会の内容と開催日時、それ以降の開催日時について、「1 決定事項」の通り決定した。

3 主な意見

<全般>

- 魚は、自分で体温調節ができないため、健全な生態系を維持するためには、水質の問題よりも適切な水温を保つことの方が大切である。その意味で、中間とりまとめ

(案)のあちこちに「水温」という言葉を入れていただいたのは良いことである。

- ・P7の2.2-1(2)「環境生態系へのダメージを和らげる管理のあり方の検討」という部分や、P10 に「生物や文化の回廊としての河川」、P11の2-4(1)に「水域と陸域の生態系の連続性を確保すること」という表現があるが、もう少しはっきりと書くほうが良い。たとえば、「生物や文化の回廊としての河川」なら、「生物の移動経路を保全する」、「水域と陸域の生態系の連続性を確保すること」なら、「好ましい形状を持つ湖沼に近づけ」の次に「生物の移動経路が保障されるよう水域と陸域の形態系の連続性を確保する」という具合に。
- ・なぜ河川整備計画を作らねばならないのか、なぜ河川整備が必要なのか、ということについては触れなくてもよいのか。
- ・100年先の河川整備を考えるのであれば、最終的には、国ではなく市町村で、川のあり方を考え、また望むところは市町村として整備をやっていくことになるというような表現を入れておく方がよい。
- ・ と は合体した方がよい。
- ・この中間とりまとめ(案)が出来上がった背景は、作業部会の中の重要事項として、まず国の直轄部分については、最低限現在に至るまでの議論を整理し、その中で議論し尽くされていないものは置いておき、意見を集約できるものについては、具体的な項目から論点を整理して取りまとめの骨格を作るという方針でまとめた。その意味で、この取りまとめ(案)は、現時点ではまだ骨格に過ぎない。
- ・水質の問題に関する記述が少し少ないように思う。2-4の次に、「2-5 水質保全」と入れるのはどうか。具体的には、水上バイク等による水質汚染対策の強化、流域排水の効果、地下水汚染対策、湿地・内湖の保全、復元」ということを入れておきたい。

< 琵琶湖部会中間とりまとめ (案) 2002.4.7 >

前文

- ・「湖岸域の物理環境」とは何を言っているのか。
→前文の中の物理環境というのは、湖岸域の浜の形や、底質の材料、河口の形などが、水位変化に伴い流れやいろんな物理現象が変わり、それに付随して変化していくという問題と、人が手を加えて物理的に形を変えんというような意味で使っている。
- ・地球温暖化に関する議論が欠落しているが、ここにはもう記述しないのか。
→地球温暖化の問題については、委員会の方で重要なテーマとして議論されているので、重複を避ける意味で抜かしている。入れた方がよいということであれば、当然入れてもよい。
- ・琵琶湖部会では、治水の議論が足りないと思う。全体委員会の取りまとめ(案)の中から、4-1治水・防災についての一部、洪水防御の基本的対応、設備対策、ソフト面の対応等、を2-2の中に流用していきたい。

琵琶湖および流入河川の特性、問題点

1 特性

- ・特性に関する図のうち、右上の「生態的特性」の「固有種の存在、多様な生態系」の部分は意味が不正確である。「多様な機能をもつ多様な生態系」と

いう意味に取れるように書いた方がよい。

- ・同じく、「生態的特性」の中に「河畔林」があるが、「河畔林・内湖」とするほうが良い。

2 問題点

- ・問題点の表の「利水面」、「淀川水系共通」のところに、「水需要予測の根拠が不明確」と書いているが、根拠は明確ではないのか。
→ここは、「根拠が十分でない」という意味で捉えて、将来的には、しっかりした予測手法に基づいて水の需要を考えるという意味である。そのような文言に変えることとする。
- ・問題点の表の環境面の下の「湖岸・水辺」のところに「湖岸の浅瀬・内湖の減少」とあるが、「自然湖岸の減少」を付け加えてほしい。同じく利水面の総合のところ、「安全な飲料水の確保のために水質浄化機能自体が破壊されてきた」という現状を加えてほしい。
- ・問題点の表、「利水面」の「総合」のところに、「自己水源の減少」を加えてほしい。同じく「社会面」「湖岸・水辺」の中に「来訪者と地域住民の間に軋轢が生じている」ことも加えてほしい。
→来訪者と地域住民との軋轢に関しては、これまで出なかった議論であるうえ、今の段階から議論するのは難しい。また、自己水源の放棄に関しても、それは水循環の中で、川の利用の仕方を従来からどういう風に変えてきたのか、そのどこが問題なのか、というような形で少し強調する程度にとめておきたい。
- ・問題点の表、「治水面」「流入河川」の方で、「天井川が多い」の下に、「砂のない川」を入れる。
- ・「治水面」「湖岸・水辺」のところで、「浸食の問題」を入れる。
- ・「利水面」「総合」のところに、「節水の問題」を入れる。
- ・「利用面」「流入河川」のところで、逆水の問題を入れる。

河川整備計画策定にあたっての基本的な考え方（問題意識と価値観の転換）

- ・表の一番上、「これから」の「物理生物文化複合体」は、「物理・生物・文化複合体」という意味だと思うので、・で切るなりした方がよい。造語であるなら、説明を下につけたほうが良い。
- ・基本的な考え方の表「時間」「これまで」の部分が「短期的・緊急避難的対策」となっているが、完全に誤った表現なので削除する必要がある。
- ・基本的な考え方の表「時間」「計画の方向性」の「100年程度」という部分を削除して、今後20～30年の整備計画を考えていくという主旨に変更した方がよい。
- ・これまでの治水対策は、長い目で見るとやはり短期的といわざるを得ない。タイムスパンのとり方によって妥当性が変わる。あまりここで議論する必要はないのではないか。
- ・「短期的・緊急的対策」についても、残すべきであるし、「100年」も残しておくべきだと考える。

整備の方向性

1 共通事項

- ・「水・川・湖に対する意識向上のための施策を検討」とあるが、意識啓発と書くだけではなく、「流域住民の水・川・湖に対する感覚や立ち居振る舞いを向上させる…」というような書き方がよい。意識があっても住民はなかなか動かないものである。
- ・(1)「共通事項」の中に、「生物循環」という言葉があるが、初めて見たので意味が良く分からない。
- ・(2)には「意識の向上」という記述があるが、上(行政)から下(住民)に教えてやろうというようなニュアンスが感じられる。(4)も「仕組みづくり」という表現になっており、やはり行政が主体となったような書き方になっている。(2)と(4)はひとつにまとめ、「住民とのパートナーシップ」というような表現に変えた方がよいと思う。

2 主な施策別計画、整備の方向性

2-1 琵琶湖の水位管理

- ・「環境、生態系への影響を踏まえた」という部分の「環境」という言葉の意味が分かりにくい。「自然環境」を意味するのであればそう書くか、むしろ、要らないかもしれない。
- ・天然湖である琵琶湖と、ダムとして扱う時の琵琶湖には、大きな矛盾がある。琵琶湖の水位管理にはそういう矛盾をはらんでいるので、この点については、従来とは全く違った観点から考えないといけないというような言い方をした方がよい。
- ・(2)に「水位管理が環境や生態系に与える影響は十分明らかになっておらず、また、治水、利水と環境や生態系のバランスがとれた計画がどのようなものか明確ではない」との記述があるが、魚類の産卵時における水位の調整など一部、明らかになっている部分もある。生態系に関しては、殆ど分かっていないと書くのは事実と反する。文章を注意して書き直す方がよい。
- ・の最後は、「水質、環境面についての現状との違いを示すこと」としてほしい。

2-2 琵琶湖へ流入する河川について

- ・「地下水の枯渇対応」とあるが、「地下水の汚濁」についても、付け加えてほしい。
- ・「多自然型工法等に関する評価」という部分について。一般に「評価」というと、事のよし悪しを判断するという意味と、ほめるという意味の2通りの意味があり、誤解を招く可能性があるので、表現を変更した方がよい。
- ・(3)に、「丹生ダム計画の見直し」という項目を入れてほしい。具体的には、水需要予測を再検討する、治水の代替案をつくる、濁水対策を行い、自然の復元を行う、という具合に。
- ・ダムは、作られた年代や目的などそれぞれのダムによって違いがあり、琵琶湖部会で扱うダムと他の部会で扱うダムは違う。ダム問題に触れるにあたっては、その辺りが分かるような表現を使うべきである。

2-3 流入水量コントロール・貯留

- ・「流入水量コントロール・貯留」という部分が特記されているのはなぜか。

→2-3は琵琶湖流域にあるダム貯水池の問題を想定している。しかし、具体的に「ダムの問題」とすると、この流域委員会ではダムについての正式な説明を受けていないし、委員にダムについての十分な知識もない。ただ、将来的にはこのような項目も入ってくることを想定して記述している。ここについては、皆さんの意見をお伺いしたい。

- ・ダム問題については、琵琶湖周辺のダムだけでなく、県が運営しているものなども含めて、ダムの問題として最低限考えなければならないことを列記しておくということによいのではないか。
- ・ダム問題は、最終とりまとめの時までにきちんとした議論をすべきであり、その上で何らかの見解を示すべきである。中間とりまとめに記述する内容としては、「丹生ダムを題材として検討した結果」というような前置きを入れたとしても、あらゆるダムについて、共通した留意点・課題を記しておくというようなことでよいだろう。
- ・「流入水量コントロール・貯留」を、たとえば「水資源開発と洪水調節」というような見出しに変更してはどうか。
- ・「流入水量コントロール・貯留」の部分については、分けてもよいと考える。「水資源開発と洪水防御」という言葉に変更すると、ハードなイメージが強くなるし、そういうハードな施設整備の中に「環境」が加わったかのような印象を与えてしまう。治水、利水、環境の3つをバランスよく並べるという考え方にふさわしくないところがあるように感じる。
- ・「河川法に新たに『河川環境整備・保全』が加わったことにより、これまでに治水、利水を主な目的として進めてきた従来の水資源開発と河川環境の間でコンフリクト(軋轢)が生じている」と記述されているが、私の知る限り、従来の治水・利水が目的だった頃から、コンフリクトはあったし、河川環境の整備・保全が加わったからコンフリクトが生じたわけでもない。
- ・2-3に、計画を見直すという発想が入っていない。「以下のような事項を十分考慮したうえで場合によっては計画の見直しも視野に入れる」というような表現を入れると包括的になってよいと思う。
- ・土砂の運搬量が生態系に与える影響は、科学的にはまだ十分に解明されていない。2-3(2)では、水の量だけのコントロールを言っているが、底質に与える影響は、土砂の運搬も含まれてくる。ここは、「流入水量のコントロールおよび土砂運搬量の変化が環境、生態系へ与える影響を検証すること」というように変更した方がよい。

2-4 湖岸、水辺対策

- ・「適切な利用のあり方を検討すること」とあるが、ここは、適切な利用のあり方を利用者間で調整する仕組みを作っていくということだと思う。要は関係者が話をしてお互いが自分たちのやってはいけないことをきちんと認識することが大事であり、そのコミュニケーションを作っていくことが大事である。
- ・湖中砂利採取は、2010年までに滋賀県が廃止すると言う方針を打ち出している。2-4辺りに、この問題について入れておく必要があると思う。
- ・(2)の中に、として、漁業も含めた産業の保護というような内容を組み込みたい。
- ・「魚類の産卵場所となる」とあるが、これを「魚類の産卵場所や水質浄化の場となる湖辺のなだらかな部分」と変更してほしい。また、「湖辺のなだ

らかな部分」の「なだらかな部分」は「沿岸部」、「沿岸帯」でよいと思う。

- ・最後の行に「内湖の保全」とあるが、「内湖の保全および可及的に復元を」という形にしてほしい。
- ・内湖の復元については、湖岸の湿地帯や内湖がどのくらい減少して、その機能が失われているのか、この点は調査研究をする必要があることということを書いておくべき。
- ・湿地や沿岸部については、「浅水域」という言葉を使っても良いと思う。
- ・内湖の復元については、琵琶湖周辺の水田で化学肥料が膨大に使われていることが現在問題となっており、この点は留意しておくべきである。
- ・(3)「湖辺のなだらかな沿岸帯」の後に「湿地」も加えてほしい。
- ・これまでの事業の一部失敗の経験から、浅い水域を復元したりするにあたっては、本当に効果があるのか、健全な沿岸帯を形成できるのか、慎重に対応する必要があることをどこかに明記したい。

適切な計画の策定・進め方の検討

- ・河川管理の全体的な議論として、河川管理を誰が担うのか、ということが明確になっていない。住民自治の一環として基本的には流域住民が担うべきであるという考えから、「河川管理への参加」、「モニタリングへの参加」というように明文化したほうがよい。
- ・2-3(3)、(2)の「費用対効果」という記述があるが、事業化する場合は、プラスとなる効果だけではなく、マイナス（負）の効果もあるということを括弧書きでつけた方がよいのではないか。
- ・治水・利水に環境が加わったことによって、新たな評価軸が必要になってくる。(5)の文章の中かその前に、河川に対する新たな評価指標を開発する、という文言を加えた方がよい。
- ・(4)の「他省庁との連携も踏まえた計画」とあるが、実際に国土交通省が、計画を実施していくにあたって、浮かび上がってきた問題を、この流域委員会に出してもらうように記述してほしい。
- ・(6)の「流域センター等の設立」に関する記述は施設先行的な感があるので、それよりも人材育成的なことが重要であるとの主旨の文章に書き換えたい。

< 治水・防災について >

- ・琵琶湖部会では、治水の議論が足りないと思う。全体委員会の取りまとめ(案)の中から、4-1治水・防災についての一部、洪水防御の基本的対応、設備対策、ソフト面の対応等、を2-2の中に流用していきたい。
→治水の洪水対策についての内容を取り入れるのであれば、全体的な視点として、取り入れるべきである。2-2の中に入れると文脈がおかしくなるのではないか。
→5ページの表によると、縦軸を章として、横軸については各々のところで書くという枠組みになっているため、治水対策について、2-2の中で取り扱うこととしても流れや文脈はおかしくならないと思う。
- ・治水の問題をと取り扱う場合、文章としてどう書くか難しい。委員会では、洪水防御については、「壊滅的な被害の回避を優先的に考える」「そのためには、破堤回避対策の実施が必要である」ということがもっとも強調されているが、その

考え方を琵琶湖沿岸に準用した場合、高い堤防をなくすのか、スーパー堤防を整備するのか、スーパー堤防にも地上げという問題があるなど、さまざまなことを考慮しなければならない。これから、治水に対する考えをどのように変えていくのか、ということがわかるような形で盛り込んでいく必要がある。

- ・滋賀県には「土石流危険渓流」といわれる場所が多い。滋賀県でも既に整備計画ができています。この中間とりまとめについても、土石流に対する整備方針や理念を入れておきたい。
- ・土砂災害の問題については、河川法の改正のあと、建築法とタイアップして土地利用規制がかかるような形で現在法律ができています。土砂災害防止法の理念を書いて、それを後押しするような表現または、啓発的な意味では書くことができると思う。
- ・川、湖、海ともに底の砂の層の働きが水中の生物にとって非常に重要な意味を持っている。洪水は、湖底や川底の砂を運ぶ役割も持っていた。洪水を防ぎながら砂の補給をどうするか、が悩みである。土砂災害を抑えてしまうことで、水中生物、特に漁業について大きな打撃になるため、慎重に書く必要がある。
- ・土石流問題については、滋賀県周囲の山は、ほとんど堰堤で埋められており、これが琵琶湖への砂供給を遮断してしまった。川の砂についても同様であり、土石流の危険を錦の御旗に、砂防工事をやってきたことへの反省を今おこなっているものであり、いまさら土石流防止をやるという議論をすべきではないと思う。
→土石流対策を行うことは土砂を食い止めるということではなく、土砂をコントロールするという意味で捉えていただきたい。さらに、対策としては進んでいないというのが実情で、まだ危険な地域に住んでいる方もたくさん居るということを忘れてはならない。我々は、昔からやってきた治水対策の中でも継承すべきことは継承し、悪いものは直していくという立場をとるべきであると考えている。
- ・溪流環境整備計画の中には、基本理念として、豊かな自然環境を保全や自然と調和した安全な溪流空間の整備など流域委員会での議論に近いようなことも謳っている。また、砂防ダムについても小さな土砂は下に流すようなスリット型のダムなど工夫が施されている。
- ・「土石流」という言葉の内容は、人によって受け取り方が違ってくこともある。その意味で、記述するにはそれなりの注意が必要である。治水の問題に関しては、「壊滅的な被害を食い止める」という大きな方針を立て、その中にも当然土石流の問題も含まれていると捉えるということにしてはどうか。

< 一般傍聴者からの意見 >

- ・野洲川の上流では、かなり平坦なところが作られ、それを守るためにブロックが積まれている。県道の草木は、3mほど草木が刈られ、緑が減少している。
- ・ダムは洪水防止にはなっていないと思う。
- ・湿地の問題が欠落している。干拓地を内湖に復元したりして、ある程度、保水対策を行う必要があると考える。

以上

説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。

尚、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。

最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。



■ 説明資料一覧

配布資料

資料名		提供主体	ボリューム ()は頁数	資料請求 No
議事次第		庶務	A4(1)	B12-A
資料1 - 1	第9回委員会(2002.3.30開催)結果概要(暫定版)	庶務	A4(7)	B12-B
資料1 - 2	第9回委員会資料3 委員会の中間とりまとめ(案)	庶務	A4(17)	B12-C
資料1 - 3	第9回委員会資料2 - 2 淀川部会の中間とりまとめ状況	庶務	A4(15)	B12-D
資料1 - 4	第9回委員会資料2 - 3 猪名川部会の中間とりまとめ状況	庶務	A4(15)	B12-E
資料2	琵琶湖部会の中間とりまとめ(案)	庶務	A4(13)	B12-F
資料2補足	琵琶湖部会中間とりまとめ(案・3/30版)に関する委員からのご意見	庶務	A4(3)	B12-G
資料2補足追加	中間とりまとめに関する意見 追加	庶務	A4(2)	B12-H
資料3 - 1	琵琶湖部会における今後の検討課題に関するまとめ(案)	庶務	A4(12)	B12-I
資料3 - 2	検討課題についての意見整理資料(案)	庶務	A4(26)	B12-J
資料4	委員会および部会の中間とりまとめの進め方(予定)	庶務	A4(1)	B12-K
資料番号なし	「琵琶湖におけるレジャー利用のあり方(提言)」:滋賀県提供	河川管理者	A4(96)	B12-L
参考資料1	第11回琵琶湖部会(2002.3.13開催)結果概要(暫定版)	庶務	A4(6)	B12-M
参考資料2	委員および一般からの意見	庶務	A4(45)	B12-N
参考資料3	検討スケジュール(案)	庶務	A4(1)	B12-O
資料番号なし	委員および河川管理者から提出された検討項目、ご意見とりまとめ表(案)	庶務	A4(18)	B12-P
資料番号なし	一般からのご意見とりまとめ表(案)	庶務	A4(10)	B12-Q

注1：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.11の「当日資料の閲覧・入手方法」をご覧ください。

第12回琵琶湖部会の資料より抜粋

■ 資料2「琵琶湖部会の中間とりまとめ(案)」より

第12回琵琶湖部会では、資料2「琵琶湖部会の中間とりまとめ(案)」をもとに、中間とりまとめの各項目や文言など全体的な内容について議論が行われました。以下に、資料より目次構成部分を抜粋して掲載いたします。

琵琶湖部会中間とりまとめ(案)	
<目次>	
I	前文
II	琵琶湖および流入河川の特性、問題点
1	特性
2	問題点
III	河川整備計画策定にあたっての基本的な考え方(問題意識と価値観の転換)
IV	整備の方向性
1	共通事項
(1)	健全な水循環、物質循環、生物循環の構築への取り組みを含んだ計画とすること
(2)	水・川に対する意識の向上のための施策を検討すること
(3)	文化・産業・伝統を継承・育成できる川のあり方を検討すること
(4)	流域全体、社会全体での対応、社会的な仕組み等に言及すること
2	主な施策別計画、整備の方向性
2-1	琵琶湖の水位管理
(1)	現状の水位管理の役割、影響について検証すること
(2)	環境、生態系への影響を踏まえた管理のあり方について検討すること
(3)	管理方法について実施のあり方も含めた代替案を検討すること
(4)	利害調整・協調のための仕組みを考えること
2-2	琵琶湖へ流入する河川について
(1)	長期的な観点に立った琵琶湖への配水を踏まえた計画とすること
(2)	本来の河川らしい環境にできるだけ回帰できる計画とすること
2-3	流入水量コントロール・貯留
(1)	流域における水需給についての検討に基づいた計画とすること
(2)	流入水量のコントロールと環境、生態系への影響を検証すること
(3)	治水効果を検証し、提示すること
(4)	治水、利水、環境、地域の特性等を総合的に検討すること
2-4	湖岸、水辺対策
(1)	水域と陸域の生態系の連続性を確保すること
(2)	適正な利用のあり方を検討すること
V	適切な計画の策定・進め方の検討
(1)	長期的な目標を見据えた計画とすること
(2)	有効で戦略的な公共投資を目指した計画とすること
(3)	計画策定プロセスへの流域住民の連携・参画を推進する計画とすること
(4)	他省庁等との連携も踏まえた計画とすること
(5)	順応性、可変性をもった計画
(6)	流域全体の管理、計画推進を行う機関、システムによって計画を推進すること

これまで開催された委員会および部会等について

第12回琵琶湖部会(平成14年4月7日)までに、以下の会議が開催されています。

	会 議	開 催 日		会 議	開 催 日
委 員 会	第 1 回 委 員 会	平成13年2月1日(木)	淀 川 部 会	第1回 淀川部会	平成13年5月9日(水)
	第 2 回 委 員 会	平成13年4月12日(木)		第2回 淀川部会(現地視察)	平成13年6月2日(土)
	第 3 回 委 員 会	平成13年6月18日(月)		第3回 淀川部会	平成13年7月6日(金)
	第 4 回 委 員 会	平成13年7月24日(火)		第4回 淀川部会(現地視察)	平成13年8月9日(木)
	第 5 回 委 員 会	平成13年9月21日(金)		第5回 淀川部会(現地視察)	平成13年8月11日(土)
	第 6 回 委 員 会	平成13年11月29日(木)		第6回 淀川部会(現地視察)	平成13年8月19日(日)
	第 7 回 委 員 会	平成14年2月1日(金)		第7回 淀川部会	平成13年9月10日(月)
	第 8 回 委 員 会	平成14年2月21日(木)		第8回 淀川部会	平成13年10月31日(水)
	第 9 回 委 員 会 (意見聴取の会含む)	平成14年3月30日(土)		第9回 淀川部会	平成13年11月26日(月)
琵 琶 湖 部 会	第1回 琵琶湖部会	平成13年5月11日(金)		第10回 淀川部会	平成13年12月17日(月)
	第2回 琵琶湖部会(現地視察)	平成13年6月8日(金)		第11回 淀川部会 (意見聴取の会含む)	平成14年1月26日(土)
	第3回 琵琶湖部会(現地視察)	平成13年6月25日(月)		第12回 淀川部会	平成14年2月5日(火)
	第4回 琵琶湖部会	平成13年8月22日(水)		第13回 淀川部会	平成14年3月14日(木)
	第5回 琵琶湖部会	平成13年10月12日(金)		第14回 淀川部会	平成14年4月5日(金)
	第6回 琵琶湖部会	平成13年11月1日(木)	猪 名 川 部 会	第1回 猪名川部会	平成13年5月23日(水)
	第7回 琵琶湖部会(現地視察)	平成13年11月20日(火)		第2回 猪名川部会(現地視察)	平成13年6月7日(木)
	第8回 琵琶湖部会	平成13年12月21日(金)		第3回 猪名川部会(現地視察)	平成13年6月21日(木)
	意見聴取の試行のための会	平成13年12月21日(金)		第4回 猪名川部会	平成13年8月7日(火)
	第9回 琵琶湖部会	平成14年1月24日(木)		第5回 猪名川部会	平成13年10月9日(火)
	第10回 琵琶湖部会 (意見聴取の会含む)	平成14年2月19日(火)		第6回 猪名川部会	平成13年12月18日(火)
	第11回 琵琶湖部会	平成14年3月13日(水)		第7回 猪名川部会	平成14年1月18日(金)
そ の 他				第8回 猪名川部会 (意見聴取の会含む)	平成14年1月27日(日)
				第9回 猪名川部会	平成14年2月15日(金)
				第10回 猪名川部会	平成14年3月4日(月)
			そ の 他	設 立 会	平成13年2月1日(木)
				発 足 会	平成13年2月1日(木)
				第 1 回 合同懇談会	平成13年2月1日(木)

当日資料の閲覧・入手方法

以下の方法で資料の全文を閲覧、または入手することができます。

ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

● ホームページ

会議で使用した資料は、ホームページで公開しております。アドレスは以下の通りです。

<http://www.yodoriver.org>



● 郵送

郵送による資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)

ご希望の方は、別紙の「FAX送信票」にご記入のうえ、FAXまたは郵送で庶務までお申し込みください。

● 閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

別紙

淀川水系流域委員会
ご意見用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 淀川水系流域委員会へのご意見をご記入ください。

寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。
ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承ください。

2.下記にご記入下さい。

団体・会社名()

ご住所(〒)

T E L ()

E-Mai()

お名前()

別紙

淀川水系流域委員会傍聴申込
および資料請求用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 委員会または部会への傍聴を希望される方は、下記に希望する会議の名称と開催日をご記入下さい。会議開催の4日前までに傍聴を受け付けた場合は「受付のお知らせ」ハガキをお送りします。
会議のお知らせは、「会議開催のお知らせ」のチラシ、ホームページ等を参照下さい。

開催日 例)・月・日	会議名 例)第・回淀川部会		

2. 委員会、部会等で提出された資料の郵送を希望される方は、各会議の説明資料一覧をニュースレター、ホームページ等で参照いただき、下記に送付を希望する資料の提出された会議名称、資料請求 Noと資料名、必要な部数をご記入下さい。

会議名称 例)第6回淀川部会	資料請求 No 例) Y05-E	資 料 名 例)資料3-2 現状説明資料(淀川水系の京都府下7河川の漁業について)	部 数 例)1

3.下記にご記入下さい。(必ず ~ 全てにご記入下さい)

団体・会社名()

ご住所(〒)

T E L ()

E-mail ()

お名前(複数名での傍聴を申し込まれる場合には、全ての方のお名前をお書き下さい。)

淀川水系流域委員会 琵琶湖部会ニュース No.12

2002年5月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....
研 究 員：新田、柴崎、桐畑

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL ☎ 06 6341-5983 FAX ☎ 06 6341-5984

E-mail:k-kim@mri.co.jp

●流域委員会ホームページアドレス
<http://www.yodoriver.org>

ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局 / 淀川工事事務所 / 琵琶湖工事事務所 / 大戸川ダム工事事務所 / 淀川ダム統合管理事務所 / 猪名川工事事務所 / 猪名川総合開発工事事務所 / 木津川上流工事事務所 / 水資源開発公団 関西支社 / 滋賀県 土木交通部河港課 / 京都府 土木建築部河川課 / 大阪府 土木部河川室 / 兵庫県 土木部河川課 / 奈良県 土木部河川課 / 三重県 伊賀県民局 等

* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。